

「第4回国際成年後見法学会」に参加して

社団法人 成年後見センター・リーガルサポート

副理事長 望月真由美

(1) はじめに

7月中旬リーガルサポートは、日本成年後見法学会（新井誠理事長）より、2007年9月11日（火）から13日（木）の3日間、オランダのベルゲン市で開催される、「第4回国際成年後見法学会（The 4th International IGN Conference on Guardianship）」への、参加者募集の案内を受けた。募集要領によれば、主催者の国際後見人ネットワーク（IGN=International Guardianship Network）とは、2001年12月、国際成年後見人及び判事等によってベルリンで設立され、現在26ヵ国191名の会員で構成されている団体であり、世界中の後見人（成年後見人、判事、研究者、ソーシャルワーカー等）のために、情報交換や連携の機会を提供し、また定期的に国際会議や研究会を開催し活動している団体である。各国の持ち回りによる今回の第4回国際成年後見法学会は、オランダ Vrije 大学法学部、障害・機能障害・慢性疾患のための団体である MEE Noordwest-Holland、及び後見人となるための地元の訓練機関である Stichting Mentorschap Alkmaar e.o. の後援により開催されたものである。

急な参加申し込みとなったが、日本からの参加団は、大学教員2名、司法書士3名、社会福祉士4名ほか、10名をもって構成され、リーガルサポートからは、前理事長の大貫正男司法書士ほか、高知支部の吉本修治司法書士と当職が参加した。なお、全体の参加者数は、ヨーロッパ、アメリカ、カナダ、オーストラリア、日本、その他から約80名であった。

(2) 会議3日間の概要

第1日目

オープニング・セッション：

主催者の歓迎挨拶の後、後見人制度に関する情報や知識・経験を共有する目的で、会議の主な議題である次の5つについて紹介がなされた。①法と法的枠組み ②限定能力者の後見人や他の代理権者の体系化方法 ③後見人の技能、資格、及び教育方法 ④後見人の実務と取り組み方法及び優れた実践法 ⑤監督、報酬及び制裁措置

本会議：後見人団体について

団体の必要性と妥当性、団体の義務と必要性とは？ ボランティアは含まれるのか？ などオーストリアの Sachwaltervereine、ドイツの Betreuungsvereine、委員会や団体など、本テーマに重点を置いたオーストリアとオーストラリアからの発表の後、引き続いて討論会に入った。

本会議の終了後は、自由形式の会義と、立食による夕食会での懇談となった。

第2日目

本会議：後見人について

後見人の仕事、仕事の進め方、手順、優れた実践法、倫理法典、日常業務の障害や問題、法廷の手続き、終末期の判断など、本テーマに重点を置いた日本とアメリカからの発表の後、引き続いて討論会に入った。

本テーマでは新井誠教授が日本を代表して、「Five Years' Experience of Japan's New Adult Guardianship Law of 2000」と題して、2000年新成年後見制度の5年間を、法改正の理念、法定後見と任意後見の利用状況等を、統計数字を挙げながら説明され、現状における問題点と展望を報告された。さらに、2010年に東京で開催される予定の、第6回成年後見法世界会議への参加の呼びかけがなされた。2010年は、日本における2000年新成年後見制度の施行から10周年にあたる記念すべき年であり、大いにアピールがなされた。

昼食後は、予定された現地の高齢者福祉施設と知的障害者福祉施設を視察訪問した。オランダ国営による整備された福祉施設の現状や、生活保護者救済について説明を受けるにつけ、オランダの福祉政策の豊かさを実感した次第である。

夕刻、ライスゲルスダールの知的障害者支援団体 Esdege にて夕食会の後、ベルゲン市クラネンブルグ美術館にてレセプションが催された。

第3日目

本会議：後見人と法について重点を置いたスコットランドとオランダからの発表の後、引き続き討論会に入った。

分科会：(A) 後見人の実務 (B) 後見人と法 (C) 日常生活及び法廷における、限定能力者の代理人に関する法的問題点、の3つのセッションに分かれて報告と討論がなされた。

閉会：再び全体が一同に会し、会議の結果の評価や将来の構想について意見交換がなされた。最後に閉会挨拶となり、来年はカナダのバンクーバー市で開催されること、そして参加者全員が主催者に感謝しつつ、3日間の充実した会議が閉じられた。

(3) おわりに

日本からの参加団は、3日間の公式日程のほかに、1日目の会議開始前、アムステルダムUV大学法学部家族法準教授で、ユトレヒト地方裁判所代理判事の Kees Blankman 博士から、約1時間、ヨーロッパ諸国の制度や実情についてお話を伺う機会を得た。また14日(金)、ハーグの国際司法裁判所を視察訪問し、広報官より、歴史的背景やその役割などについて説明を受けた。

幸いにもオランダ法務省高官、地方裁判所判事、後見人推薦団体の方をはじめ、会議参加者の方々から多くのことを学ぶことができたこと、今後のリーガルサポートの活動に有意義な示唆を受けたことに感謝を申し上げて、概要の報告とさせていただきます。

